

業者運営施設の運営計画書提案応募について

- 1 運営対象施設 荘内病院 9階 美容室
- 2 提案（応募）資格 鶴岡市に本店、支店、営業所を有する企業又は個人
- 3 提案（応募）期間 令和7年1月21日(火)～令和7年2月21日(金)
- 4 運営許可業者の選定 運営許可業者の選定は、提出された運営計画書の内容を比較検討のうえ決定する。
- 5 施設使用料 218,340円 (R6.4.1～R7.3.31) (令和6年度実績)
 ※なお、施設使用料の減免について、現在荘内病院において検討中。

= 算出根拠 =

種別	使用面積	使用料単価 ①+②	税	合計(税込)
美容室	22㎡ (21.18㎡)	9,022.4448円	10%	218,340円 (12か月分)

(1) 使用料

①土地使用料単価・・・936円

固定資産税路線価×料率=23,400×4/100=936円

②建物使用料・・・8,086.4448円

建築単価×(1-減価償却率)×料率=421,169×(1-0.52)×4/100
 =8,086.4448円

使用料単価=①+②=936円+8,086.4448円=9,022.4448円

使用料=使用面積×使用料単価×消費税

=22×9,022.4448×1.10=218,343.16416円

(2) その他

- ・使用面積：整数未満切り上げ
- ・使用料単価：小数点第4位未満切り捨て
- ・算出額：10円未満切り捨て

- 6 営業開始希望日 令和7年4月1日(火)

鶴岡市立荘内病院業者運営施設運営計画書提案実施要領

1 鶴岡市立荘内病院（以下「病院」という。）の概要

- (1) 所在地 山形県鶴岡市泉町4番20号
- (2) 病床数 521床（一般511床、人間ドック10床）
- (3) 建物規模 地上10階建（免震構造）
- (4) 敷地面積 約31,842.41㎡
- (5) 建築面積 約10,863.87㎡
- (6) 延床面積 約40,061.20㎡
- (7) 開院日 平成15年 7月 1日
- (8) 平均外来患者数 379人/日（令和5年度実績）
- (9) 病院職員数 836人（令和6年4月1日現在）

2 運営対象施設及び面積等

荘内病院9階 美容室 21.18㎡

3 提案資格

上記2の運営対象施設に提案できる者は次のとおりとする。

鶴岡市に本店、支店、営業所を有する企業又は個人

4 運営計画書への記載事項

- (1) 提案を希望する者は、別紙「業者運営施設運営計画書」（以下「計画書」という。）を提出すること。
- (2) 計画書及び別葉に作成する書類は、A4判で横書きとする。

5 運営対象施設条件及び留意事項 別表1のとおり

6 計画書の提出

- (1) 提出期限 令和7年 2月21日（金）午後5時
- (2) 提出先 〒997-8515 鶴岡市泉町4-20
鶴岡市立荘内病院総務課庶務係
- (3) 提出部数 10部
- (4) 提出方法 直接持参又は郵送によること。(FAX不可)
郵送による場合は、提出期限内必着とする。
- (5) その他 提案者は、複数の提案書を提出できないものとする。

7 失格条件

提出された計画書が次の各号に掲げる条件に該当する場合は、原則として当該計画書は評価しないものとする。

- (1) 提出期限に遅れたもの
- (2) 計画書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの（軽微なものは除く）

8 質問、回答、及び内見

(1) 計画書提出に係る質問については、別紙質問書により行うこと。
口頭による質問は原則として受付けない。

(2) 質問書の提出期限、提出場所及び提出方法は以下のとおり。

① 提出期限 令和7年2月12日(水)午後5時まで(随時提出)

② 提出先 〒997-8515 鶴岡市泉町4-20

鶴岡市立荘内病院総務課庶務係

FAX 0235-26-5110

③ 提出方法 直接持参、郵送又はFAXによる送付

(3) 質問書の回答期限、回答方法は以下のとおり

① 回答期限 令和7年2月17日(月)午後5時

② 回答方法 計画書提出者全員に、FAX又は郵送により回答

(4) 内見を希望する方は下記にご連絡ください。

鶴岡市立荘内病院総務課庶務係

TEL 0235-26-5111 内線6322

9 行政財産使用許可(機器設置)期間

行政財産の目的外使用許可は、年度毎とする。ただし、それまでの設置業者が再選定されることを妨げない。

10 使用許可に関する条件

公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は使用許可条件等に違反があった場合は、使用許可を取り消すものとする。

11 審査及び運営許可業者の選定

運営許可業者の審査は、鶴岡市立荘内病院美容室運営事業提案審査委員会(以下「委員会」という。)が行う。提出書類等を踏まえて、評価項目に基づき、委員会が総合的に審査のうえ、運営許可業者を選定する。結果通知は提出者全員に3月10日頃に行う。

12 参加報償費

提出者及び失格者に対する報償費は支給しない。

13 運営計画書の取扱い

(1) 提出された運営計画書は、返却しない。

(2) 原則として提出された計画書の記載内容が許可の条件となる。

以 上